

障害者福祉サービスのしおり

主な障害者福祉サービス

サービス名	内 容	詳細
補装具の交付・修理	身体機能の障害を補い、日常生活を容易にするための器具（補聴器、車いす、装具など）を交付・修理します。	2 ページ
日常生活用具の給付	在宅の重度の障害児・者の日常生活の利便を図るため、生活用具（特殊ベット、ストマ用具など）を給付します。	3 ページ
住宅改修費の給付	小規模な住宅改修に対して（手すり、段差解消等）その費用の一部を給付します。（上限額 200,000 円）	4 ページ
交通機関の割引	JR、バス、タクシー等交通機関の利用料を割引することができます。	5 ページ
税金の軽減	所得税、住民税の障害者控除を受けることができます。	6 ページ
自動車税等の減免	自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免を受けることができます。	7 ページ
自立支援医療の給付	身体障害者手帳所持者で、治癒することにより日常生活の向上が見込まれる方（人工透析、心臓の手術を受ける方など）に給付します。	8 ページ
放送受信料の減免	NHK の受信料を減免することができます。	8 ページ
郵便料金の割引	点字郵便物等の郵送料金を割引することができます。	8 ページ
有料道路の割引	有料道路料金を割引することができます。	9 ページ
特別駐車許可	許可証を掲示することで駐車禁止区域内でも駐車することができます。	9 ページ
電話番号案内の免除	電話番号案内を無料で使うことができます。（事前登録必要）	9 ページ
自動車運転免許取得費助成	自動車の運転免許証を取得した場合、その費用の一部を助成します。（限度額 100,000 円）	10 ページ
自動車改造費用助成	上肢・下肢・体幹機能障害のある方が就労などのため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造費用の一部を助成します。（限度額 100,000 円）	10 ページ
自立支援給付	日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」を受けることができます。	10 ページ
重度医療費の給付	65 歳未満の身体障害者手帳 1 級・2 級・3 級（内部障害に限る）並びに愛護手帳 A、精神障害者保健福祉手帳 1 級の所持者に対し、保険診療のうち、自己負担分に係る医療費を助成します（所得制限があります）。	12 ページ
障害基礎年金制度	一定の受給要件を満たしている方は受給できる場合があります。	13 ページ
障害児福祉手当 特別障害者手当	常時介護を必要とする程度の障害を有する方に支給されます。 20歳未満か20歳以上で手当の種類、条件などが異なります。	15 ページ
特別児童扶養手当	20歳未満で中程度以上の障害児を養育・監護している保護者又は養育者に対して支給されます。	19 ページ

身体障害者（児）補装具費の支給

補装具とは、基本的には身に付けることによってその障害によって生じる不具合を緩和するものをいいます。補装具には身体障害者福祉法で定められたもの、児童福祉法で定められたもの、介護保険で定めるもの、健康保険で定めたものなど様々です。その中の身体障害者（児）を対象とする補装具について説明します。

身体障害者（児）補装具は身体障害者福祉法と児童福祉法によって定められたもので、障害の種類ごとにその品目が定められています。

身体障害者（児）補装具は購入に対して補助をするものではなく、審査をして負担額を決定し、町から対象者へ支給券を交付し、それをもって用具の交付を行うものなので、補装具の交付を受けるにはあらかじめ補装具交付の申請をする必要があります。

また、介護保険のメニューの中にも補装具があり、競合する品目がある場合、交付については介護保険優先となっていて、身体障害者補装具の交付は受けられません。

補装具はそれぞれに基準額があり、交付に際しては自己負担がありますが、その額は原則一割負担となっています。

※ H22. 4. 1以降より、低所得1・低所得2（町県民税非課税世帯）に該当する方は、原則利用者負担が無料となっております。

補装具の品目（（児）は児童福祉法で定められたもの、他は身体障害者福祉法・児童福祉法共通）

肢 体 不 自 由	義肢、装具、座位保持装置、歩行補助杖、車椅子、電動車椅子、歩行器、起立保持具（児）、頭部保持具（児）、排便補助具（児）等
視 覚 障 害	盲人用杖、義眼、眼鏡、等
聴 覚 障 害	補聴器等

※補装具費の申請と交付までの流れ

- ・補装具費を申請するには、基本的には
医師の意見書（種類によっては必要ない場合もあります）
意見書に則った補装具の見積書
を申請書に添えて町民福祉課窓口で申請を行います。
- ・町では、補装具の審査を通常は、青森県障害者相談センターへ依頼します。
- ・ただし、その補装具がそれ以外の規格が存在せず、その補装具がその障害者に必要なものであることが明確である場合、町で審査をします。
- ・要否判定が下ると青森県障害者相談センターから町へ判定書が送付されます。
- ・町ではその判定に基づいて、支給券を作成し、申請者に送付します。同時に補装具制作業者に補装具の制作の依頼書を送付します。
- ・申請者は、支給券と支給券に記された自己負担額を添えて、業者から補装具を受け取ります。

日常生活用具の給付

障害者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付することができます。原則 1 割の自己負担があります。

給付種目、対象者及び支給基準額は次のとおり。ただし、介護保険制度が優先となります。

	種目	対象者	基準額	耐用年数
介護・訓練支援用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上	154,000 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級で、常時介護を要する者	19,600 円	5 年
	特殊尿器		67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、他人の介助を要する者	82,400 円	5 年
	体位変換器		15,000 円	5 年
	移動用リフト		159,000 円	4 年
	訓練いす	身体障害者手帳を所持する児童で、下肢又は体幹機能障害 2 級以上、原則 3 歳以上の者	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド	身体障害者手帳を所持する児童で、下肢又は体幹機能障害 2 級以上、原則学齢児以上の者	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で他人の介助を要する者	90,000 円	8 年
	便器		9,850 円	8 年
	T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害	3,150 円	3 年
	移動・移乗支援用具		60,000 円	8 年
	頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害、てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害児(者)、精神障害者	36,750 円	3 年
	特殊便器	療育手帳所持者(児)で、重度又は最重度であり訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者及び、身体障害者手帳所持者で上肢機能障害 2 級以上、原則として学齢児以上の者	151,200 円	8 年
	火災警報器	障害種別に関わらず火災発生感知・避難が困難な者	15,500 円	8 年
	自動消火器		28,700 円	8 年
	電磁調理器	視覚障害 2 級以上、原則学齢児以上の者	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機		7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加温器	腎臓機能障害等 3 級以上	51,500 円	5 年
	ネブライザ(吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上等	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上等	56,400 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	在宅酸素療法者	17,000 円	10 年
	盲人用体温計(音声式)	視覚障害 2 級以上	9,000 円	5 年
	盲人用体重計		18,000 円	5 年

情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		音声言語機能障害又は肢体不自由者であって発声発語に著しい障害を有する者	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具		上肢機能障害又は視覚障害	100,000 円	5 年
	点字ディスプレイ		視覚障害及び聴覚障害の重複者	383,500 円	6 年
	点字器		視覚障害 2 級以上	10,400 円	7 年
	点字タイプライター			63,100 円	5 年
	視覚障害者用録音再生 ループ	録音再生		85,000 円	6 年
		再生専用		35,000 円	6 年
	視覚障害者用活字文書読上げ装置			99,800 円	6 年
	視覚障害者用拡大読書器			198,000 円	8 年
	盲人用時計	触読		10,300 円	10 年
		音声		13,300 円	10 年
	聴覚障害者用通信装置		聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有する者であってコミュニケーション緊急連絡等の手段として必要と認められる者	71,000 円	5 年
聴覚障害者用情報受信装置		聴覚障害者であって本装置によりテレビの視聴が可能になる者	88,900 円	6 年	
人工喉頭		喉頭摘出者	72,200 円	5 年	
点字図書		点字によって情報を得ている視覚障害者	既存の価格	—	
排泄管理支援用具	ストマ装具	蓄尿袋	ストマ造設者	11,600 円	—
		蓄便袋		8,850 円	—
	紙おむつ等 (紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品)		3 歳以上で、次の何れかに該当する者。 ①治療によって軽快の見込みがないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用具を装着することが出来ない者並びに先天性疾患（先天性鎖肛を除く）に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害ある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害のある者。 ②脳性麻痺等脳原性運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者。	12,000 円	—
	収尿器		高度の排尿機能障害	8,500 円	1 年
住宅改修費	居室生活動作補助用具		下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する身体障害者であって、3 級以上の者（ただし、特殊便器への取替えについては上肢障害 2 級以上の者）とする	200,000 円	原則 1 回

※日常生活用具の申請と交付までの流れ

- ・日常生活用具を申請するには、基本的には見積書を申請書に添えて町民福祉課窓口で申請を行います。
- ・町では審査を行い、給付券を作成し申請者に送付します。同時に業者に通知書を送付します。
- ・申請者は、給付券と給付券に記された自己負担額を添えて、業者から用具を受け取ります。

交通機関の料金割引について

1. JR旅客運賃

心身障害者や介護者がJRを利用する場合、運賃が割引になります。

- (1) 対象 身体障害者手帳及び愛護手帳をお持ちの方と介護者
- (2) 割引率

利用区分	割引対象乗車券	割引率	割引取扱区間
第1種心身障害者が 介護者とともに利用 する場合	普通乗車券 定期券（小児を除く） 回数券（バスを除く） 急行券（特別急行券を除く）	5割 介護者も同率 ただしバスの 定期券は3割	全線
12歳未満の第2種 心身障害児の介護者	定期券（介護者のみ）		
第1種及び第2種心 身障害者が1人で利 用する場合	普通乗車券	5割	同上 但し、鉄道は片道100km を越える区間に限る

- (3) 利用方法 JRの乗車券発売窓口で身体障害者手帳又は愛護手帳を見せて割引乗車券を購入してください。

2. 民営バス（十鉄バスなど）

心身障害者（児）が民営バスに乗車する時、身体障害者手帳又は愛護手帳を見せると、料金が割引かれます。

- (1) 対象 身体障害者手帳又は愛護手帳を持っている方と介護者
- (2) 割引率 普通乗車券 5割引

3. 私鉄旅客運賃

- (1) 対象 対象、内容ともJRの場合に同じです。
- (2) 窓口 私鉄各駅

身体障害者手帳又は愛護手帳を見せるだけで、乗車券が割引かれます。

4. 航空旅客運賃

12歳以上の心身障害者が航空機を利用する場合、運賃が割引になります。

- (1) 対象
 - ① 第1種身体障害者と介護者（1名）
 - ② 第1種知的障害者と介護者（1名）
 - ③ 第2種身体障害者で下肢、視覚、聴覚の4級以上、又は平衡、音声・言語機能若しくはそしゃく機能障害の3級以上の方、ぼうこう又は直腸機能

障害4級までの方、脳原性運動機能障害4級までの方

④ 第2種知的障害者

- (2) 割引率 25%
- (3) 航空会社 日本航空、全日本、日本エアシステム、日本近距離航空、南西航空
エアニッポン、日本エアコミューター
- (4) 取扱区間 定期航空路線の国内線全区間
- (5) 利用方法 第1種の方は、搭乗券を購入の時、身体障害者手帳又は愛護手帳を見せるだけで、割引されます。
第2種の方は、身体障害者手帳又は愛護手帳に証明印を受けないと、割引されません。
- (6) 問合せ先 各航空会社営業所、代理店

5. フェリー旅客運賃

心身障害者がフェリーを利用する場合、運賃が割引になります。

- (1) 対象 身体障害者手帳又は愛護手帳を持っている方と介護者（1名）
- (2) 利用方法 窓口で身体障害者手帳又は愛護手帳を見せて、乗車券を購入してください。
なお、介護者の割引、割引対象船室は、会社により異なりますので、直接お問合せください。
- (3) 問合せ先 各船会社

6. タクシー運賃（会社により割引していない場合有があります。）

心身障害者がタクシーを利用する場合、運賃が割引になります。

- (1) 対象 身体障害者手帳又は愛護手帳を持っている方と乗車区間を同一にした介護者など。
- (2) 割引率 メーター表示額の10%を割引きます。
なお、割引額の10円未満は切り上げとなります。
- (3) 利用方法 身体障害者手帳又は愛護手帳を見せると、割引されます。

税金の軽減について

1. 税の種類と関係機関

- (1) 手続き 対象が制限されている場合もありますので、各関係機関へ手続方法等お問合わせください。

区分	所得税・住民税の障害者控除	住民税の非課税	個人事業税の軽減	贈与税の非課税	相続税の軽減
関係機関	税務署 町税務課	町税務課	県税事務所	税務署	税務署

2. 自動車税・軽自動車税・自動車取得税の減免

心身障害者本人、心身障害者と生計を一にする方が所有する車で、本人が運転するか、又は心身障害者と生計を一にする方が単身及び心身障害者のみで生活する心身障害者を常時介護している方がその方のために車を使用する場合、自動車税、軽自動車税、自動車取得税が減免されます。

(1) 対 象

種 類	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視 覚 障 害	1級～4級の1	特別項病～第4項病
聴 覚 障 害	2級～3級	特別項病～第4項病
平均機能障害	3級	特別項病～第4項病
音声機能障害	3級(但し、喉頭摘出の場合に限る。)	特別項病～第2項病(但し、喉頭摘出の場合に限る。)
上肢不自由	1級、2級の1・2	特別項病～第4項病
下肢不自由	1級～3級の1 [3級の2・3、4級～6級]	特別項病～第6項病 第1款病～第3款病
体幹不自由	1級～3級[5級]	特別項病～第6項病 第1款病～第3款病
乳幼児期以前の非 進行性の脳病変に よる運動機能障害	上肢機能 1級、2級(1上肢のみの場合を除く) 移動機能 1級～2級 [3級～6級]	
心臓、じん臓、呼 吸器機能障害及び 膀胱又は小腸直腸 機能障害、免疫機 能障害	1級～3級	特別項病～第3項病

注：[] 内は障害者本人が運転する場合のみ対象となるものです。

その他、愛護手帳A、精神障害者保健福祉手帳(但し通院医療費の公費負担番号が記載されているもの)1級所持者も対象となります。

- (2) 申請方法 印鑑、手帳、心身障害者又は生計を一にする方、単身の心身障害者を常時介護している方の運転免許証を持って手続きしてください。
(生計同一者・常時介護者の場合、その旨の調書も必要です。)
- (3) 問 合 先 自動車税……自動車取得税…町民福祉課、福祉事務所又は県税事務所
軽自動車税……税務課、町民福祉課
- (4) 申 請 先 自動車税……自動車取得税…県税事務所
軽自動車税……税務課

自立支援医療の給付

治癒することにより日常生活の向上が見込まれる方（人工透析、心臓の手術を受ける方、精神通院医療など）に給付します。原則1割の定率負担がありますが、上限額を設定し、負担が重くなりすぎないようにしています。

- (1) 対象 障害が永続する方で確実な治療効果が期待できる方
- (2) 負担上限額
- | | |
|--------------------------------|---------|
| ・生活保護世帯 | 0円 |
| ・低所得1世帯（非課税世帯 本人収入 \leq 80万） | 2,500円 |
| ・低所得2世帯（非課税世帯 本人収入 \geq 80万） | 5,000円 |
| ・中間所得世帯 医療保険の自己負担限度額 | |
| 高額治療継続者 | |
| ・中間所得層1 | 5,000円 |
| ・中間所得層2 | 10,000円 |

※高額治療継続者（重度かつ継続の対象者）とは、

更生医療・育成医療 腎臓機能障害、小腸機能又は免疫機能障害の者
精神通院医療 統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん認知症等の脳機能障害
もしくは薬物関連障害の者等

- (3) 申請方法
申請書、医師の意見書、保険証、印鑑を持参し、町民福祉課で手続きしてください。

放送受信料の減免

身体、知的、精神障害者のいる世帯等で、NHK放送受信料が減免されます。

- (1) 対象
- ・全額免除 市町村民税非課税世帯の方で、
 - ①身体障害者手帳（1～6級）を持っている方
 - ②愛護手帳（A，B）を持っている方
 - ③精神障害者保健福祉手帳（1～3級）を持っている方
 - ・半額免除 市町村民税課税世帯の世帯主が
 - ①視覚障害又は聴覚障害の手帳1級～6級を持っている場合
 - ②肢体不自由の身体障害者手帳1級～2級を持っている場合
 - ③愛護手帳Aを持っている場合
 - ④精神保健福祉手帳1級を持っている場合
- (2) 手続き 町民福祉課に手帳と印鑑を持って「放送受信料免除（半額免除）申請書」に証明を受け、NHK営業所又は受信料集金人に提出してください。
- (3) 問合せ先 町民福祉課
NHK青森放送局 TEL 0177-74-5116
NHK八戸支局 TEL 0178-43-9211

郵便料金の割引

- (1) 対象 ① 点字郵便物、点字用紙及び盲人用録音郵便物（特定盲人施設の発信・受信するもの）に限り開封のものは無料です。
② 盲人用点字小包郵便物、重度身体障害者用書簿小包郵便物は安価な料金で郵送できます。
③ 心身障害者団体が発行する第三種郵便物は許可条件、料金に特例があります。
- (2) 申込・問合せ先 各郵便局

有料道路における障害者割引措置について

- (1) 適用範囲 身体障害者が自ら自動車を運転する場合又は重度の身体障害者若しくは重度の知的障害者が乗車し、その移動のために介護者が自動車（営業車は除く）を運転する場合。
- ・身体障害者本人が運転する場合は、本人又は生計同一者が所有する自動車
 - ・介護者が運転する場合は重度の身体障害者（1種）又は愛護手帳 A をもっている方を同乗させた時で、本人、生計同一者、介護者の所有の自動車
- ※利用する前に町民福祉課に申請が必要です。

- (2) 割引率 50%
- (3) 問合せ先 町民福祉課

特別駐車場の許可

身体障害者の方の通院や自営業などのため、本人又は家族が運転して障害者が同乗する場合に、許可証を掲示して駐車禁止区域内（法定禁止場所を除く）に他の交通の妨げにならない限り駐車することができます。

申請についての詳細は最寄りの警察署へお問い合わせください。

電話番号案内料の免除措置 「ふれあい案内」について

心身に障害のある方が電話番号の案内を受ける場合、事前に登録をしておけば無料で案内を受けることができます。

- (1) 対象 ① 身体障害者手帳所持者のうち、視覚1～6級、上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害1～2級の方
② 戦傷病者手帳所持者のうち、視力の障害特別項症～第6項症、または上肢の障害特別項症～第2項症の方
③ 愛護手帳をお持ちの方
④ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (2) 手続き 最寄りのNTTへ「番号案内免除措置申込書」と上記手帳を持参するか（代理人でも可）、「番号案内免除措置申込書」の1枚目と手帳のコピーを郵送してく

ださい。登録確認の連絡を受けた以降無料利用可能となります。

(3) 問合せ先 NTT (0120-104174) または町民福祉課

自動車運転免許取得費助成

手帳所持者が、自動車の運転免許証を取得した場合、その費用の一部を助成します。(限度額 100,000 円)

※免許交付日から6ヶ月以内の申請となります。

- (1) 対象者
 - ・身体、愛護、精神障害の手帳を持っている方
 - ・免許取得により就労等社会参加が見込まれる者
- (2) 申請方法 申請書に教習実績書、免許証の写し、障害者手帳の写しを添え、町民福祉課で申請してください。

自動車改造費用助成

上肢・下肢・体幹機能障害のある方が就労などのため、自動車を取得することが必要となった場合、その自動車の改造費用の一部を助成します。(限度額 100,000 円)

- (1) 対象者 自らが所有し、自らが運転する車であること
- (2) 申請方法 申請書に年金証書の写し、免許証の写し、車検証の写し、障害者手帳の写しを添え、町民福祉課で申請してください。

※所得制限があります。

※改造に係る費用を助成するものであり、福祉車両の購入は対象になりません。

自立支援給付

日常生活に必要な支援を受けられる「介護給付」と、自立した生活に必要な知識や技術を身につける「訓練等給付」があり、家庭などで利用できる「訪問系サービス」、入所施設などで昼間に利用できる「日中活動系サービス」、施設に入所して利用できる「居住系サービス」にわけられます。

●障害福祉サービスを利用するためには、事前の申請などの手続きが必要となります。

- ①相談・申請 相談があり、サービスが必要な場合は町に申請します。
- ②調査 障害者又は障害児の保護者と面接して、心身の状況や生活環境についての調査を行います。
- ③審査・判定 調査の結果及び医師の診断結果をもとに、市町村審査会で審査・判定が行われ、どの程度のサービスが必要な状態か(障害程度区分)が決められます。
- ④決定・通知 サービス支給量等が決定され、「障害福祉サービス受給者証」が交付されます。
- ⑤事業者と契約 サービスを利用する事業者を選択し、利用に関する契約をします。
- ⑥利用開始 受給者証を提示してサービスを利用し、原則として利用者負担(一割)を支払います。

●サービスの種類

訪問系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	介護給付	自宅で入浴や排せつ、食事の介護など、自宅での生活全般にわたる介護サービスを行います。
重度訪問介護	介護給付	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動支援までを総合的に行います。
行動援護	介護給付	知的障害または精神障害により、行動が困難で常に介護の必要な人に、外出時の移動の支援や行動の際に生じる危険回避のための援護などを行います。
重度障害者包括支援	介護給付	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供します。
短期入所 (ショートステイ)	介護給付	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

日中活動系サービス

サービス名	給付の種類	サービス内容
生活介護	介護給付	常に介護を必要とする人に、主に日中に障害者支援施設などで行われる入浴、排せつ、食事の介護や、創作的活動、生産活動の機会の提供などを行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
療養介護	介護給付	病院等の施設で、主に日中の機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。 ※18歳未満の方は児童福祉法に基づく施設給付の対象となります。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	訓練等給付	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を、一定期間の支援に計画に基づき行います。
就労移行支援	訓練等給付	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画に基づき行います。
就労継続支援 (雇用型・非雇用型)	訓練等給付	一般企業等で雇用されることが困難な人に、働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
障害児通所支援	—	障害児に対して、施設に通っての日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。

